生活支援訪問サービス重要事項説明書

利用者に対する生活支援訪問サービスの提供開始にあたり、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1　事業者概要

事業者の名称	公益社団法人　安城市シルバー人材センター	
主たる事務所の所在地	〒446-0046　　安城市赤松町大北78番地1	
代表者名	会長　　近藤　芳永	
電話番号	0566－76－1415	
サービスの種類	生活支援訪問サービス	
指定年月日・事業所番号	平成２９年　４月　１日	Ａ３１０００１４
管理者の氏名	上田　佳弥	
通常の事業の実施地域	安城市内	

2　事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者がその有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、生活支援訪問サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

3　サービスの内容

①生活支援訪問サービスとは、従事者があなたのご自宅を訪問し、自立生活のために必要な見守りのほか、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活をする上で必要な手助けを行うものです。

②サービス提供にあたっては、別に作成します「生活支援訪問サービス計画書」に沿って計画的に行います。ただし、原則として計画、契約にないサービスは行いません。

③サービスを提供した際には、従事者が持参する「就業月報」等の書面に必要事項を記入してあなたの確認印を受けます。

４　事業所の営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、祝日・年末年始（１２月２９日から１月３日）を除く。
営業時間	午前８時３０分～午後５時１５分
サービス提供日	月曜日から土曜日まで（但し、年末年始を除く。）
サービス提供時間	午前８時３０分～午後５時１５分

５　事業所の従事体制

従業者の職種	就業の形態・人数
サービス提供責任者	非常勤　１名
従事者	会　員　８名以上

６　利用料金

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の１割、２割又は３割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（１）生活支援訪問サービス（１か月あたり）

頻度	単位／月	単　価
週１回	９６８単位	1単位　１０．　４２円
週２回	１，９３５単位	

＜介護予防訪問サービスと生活支援訪問サービスを併用する場合＞

介護予防訪問サービスと生活支援訪問サービスを併用する場合は、生活支援訪問サービスについて、２３７単位／回で算定します。

（２）交通費実費

原則としていただきません。

（３）キャンセル料

当日にキャンセルした場合は、1回あたりの利用者負担金の額をキャンセル料としていただきます。

（4）支払い方法

上記の利用料（利用者負担分の金額）は、１ヶ月ごとにまとめて請求します。事業所指定の金融機関口座へお振込みください。
なお、振り込み手数料はご負担願います。

支払い方法	請求書記載期日までに、指定する下記のどちらかの口座にお振込みください。
振込先口座	碧海信用金庫　　本店　普通　口座№.　０６９５５２５ あいち中央農協　　本店　普通　口座№.　０１３８０３３ コウエキシャ ダンホウジンアンジョウ シ シ ル バ ー ジンザイ セ ン タ ー カイチョウコンドウヨシナガ 公益社団法人安城市シルバー人材センター会長近藤芳永

７　緊急時の対応

サービスの提供中に利用者の体調や容態の急変、その他の緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医及び緊急連絡先等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

８　事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、従事者並びに事業者は速やかに「緊急時の対応」並びに、地域包括支援センターへ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

９　サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

（１）サービス提供に必要な備品（消耗品、材料、電気、ガス、水道等の器具）等及び緊急時の対応の電話やトイレの使用等、利用者の所有する物を無償で使用させていただきます。

（２）従事者は以下の行為を禁止しています。

①医療行為及び医療補助行為
②ご利用者本人以外の家族に対するサービス提供
③宗教、政治活動の勧誘、営業行為
④事業所を通さず、利用者と契約すること
⑤各種支払いや年金の管理、金銭の貸借など
⑥サービス提供時の飲酒、喫煙
⑦その他ご利用者もしくはその家族等に対する迷惑行為

上記のような行為があったと確認できた場合、交替させる等必要な処置を講じます。

（３）体調や容体の急変等によりサービスを利用できなくなった場合は、できる限り早めに事業所の担当までご連絡ください。

１０　苦情相談窓口

（1）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	安城市シルバー人材センター　　☎ ０５６６-７６-１４１５

（2）サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	安城市役所高齢福祉課	☎０５６６－７１－２２９０
	愛知県国民健康保険団体連合会	☎０５２―９７１－４１６５

令和　　年　　月　　日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事　業　者　　所在地　　安城市赤松町大北７８番地１

事業者名　公益社団法人安城市シルバー人材センター

代表者　　氏名　　会長　　近　藤　芳　永

説明者　　氏名　　印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利　用　者　　住　所

氏　名　　印

署名代行者（又は法定代理人）

住　所

本人との続柄

氏　名　　印